

西予市緑の少年団活動事業費補助金交付要綱

平成29年 4 月13日

西予市告示第79号

(目的)

第1条 この告示は、緑豊かな住みよいふるさとづくりの一環として、郷土を愛し、自然に親しむ心豊かな少年少女を育成するため、緑の少年団の結成及び活動に要する経費について、予算の範囲内において西予市緑の少年団活動事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 緑の少年団とは、次代を担う子ども達が森林での学習活動、地域での社会奉仕活動、野外でのレクリエーション活動を通じて、自然を愛し、人を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした子ども達の自主的な団体をいう。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第3条 補助の対象となる事業区分、対象経費及び補助金の額は、別表に掲げるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体(以下「申請者」という。)は、事業実施年度の4月30日までに、西予市緑の少年団活動事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(事業の変更及び中止)

第6条 前条に規定する補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更、又は中止しようとするときは、あらかじめ西予市緑の少年団活動事業変更(中止)承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額に増減を生じるとき。

(2) 補助対象経費の区分ごとの20パーセントを超える増減

(事業実績報告書の提出)

第7条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後20日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、西予市緑の少年団活動事業実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条に規定する補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、西予市緑の少年団活動事業費補助金精算払請求書(様式第4号(以下「請求書」という。))を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 市長は、前2条の規定にかかわらず必要と認めたときは、補助金額の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、西予市緑の少年団活動事業費補助金概算払請求書(様式第5号)により請求するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取消し、又は変更することができる。この場合において既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 補助金を他の目的に使用したとき。

(3) 事業の実施方法が不適當であると認められたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この事業の実施について不正があると認められたとき。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則(令和6年西予市告示第53号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

事業区分	事業実施主体	対象経費	補助率	補助上限額(千円)
結成装備整備事業	西予市内の緑の少年団	結成に必要な装備経費 【基本装備】 団旗・ユニホーム・帽子・スカーフ・ワッペン・ネームプレート・腕章・リュックサック・雨具・拡声器・双眼鏡・トランシーバー・カメラ・図書・その他市長が必要と認める基本装備 【活動装備】 テント・寝袋・炊飯セット・携行ライト・笛・地図・方位磁石・測量器具・鉋・鋸・鎌・鍬・スコップ・移植ゴテ・剪定ばさみ・その他市長が必要と認めた活動装備	10/10	120
結成団体活動事業		結成年度における少年団活動に必要な経費 【野外活動】 ラベル・樹名板・木工用材料・鋸・釘・ブルーシート・その他野外活動に必要な道具等 【学習活動】 画用紙等用紙類・文房具・学習教材(ビデオ・図書類)・その他学習活動に必要な道具類 【奉仕活動】 草刈り鎌・スコップ・バケツ・熊手・ほうき・ちりとり・標識・標柱・その他奉仕活動に必要な道具類 【緑化活動】 環境緑化用樹木苗木、種子・環境緑化用草花苗、種子・環境緑化用資材・その他活動に必要な道具類 【その他】 その他活動に必要と認められるもの	10/10	80
団体活動事業		少年団活動に必要な経費 結成団体活動事業の対象経費と同様	1/2	40